

一般社団法人宮崎県臨床検査技師会 慶弔規程

総則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人宮崎県臨床検査技師会（以下「会」という）の会員の慶弔について定める。

（対象）

第2条 適用の範囲は、「会」の正会員及び名誉会員とする。

2 関係団体の参加する慶弔には参加する。

（要領）

第3条 会員死亡の場合は、職場連絡責任者又は会員が事務局に連絡する。会長、副会長、地区理事等が慶弔を行うことを本旨とする。

（慶弔金）

第4条 会員が死亡した場合は、その遺族に対して慶弔金を贈呈するとともに弔電、花輪一脚を贈呈する。慶弔金は、2万5000円とする。

但し、会務上死亡した場合は、別に理事会の決定により加算することができる。

2 会員の慶祝見舞いは、「会」としては行わないものとする。

3 九州各県臨床（衛生）検査技師会および日臨技の慶祝見舞いに関しては「会」として行うものとする。会費が定められたものについてはその額、会費が定められていないものについては原則10,000円とし、状況に応じて理事会の決定により加算することができる。

（弔電）

第5条 九州各県臨床（衛生）検査技師会会長および日臨技会長の1親等内の血族が死亡した時は送ることができる。

2 その他、理事会で必要と判断した場合は送ることができる。

（補則）

第6条 この規定にない事項については、理事会の議決を経て定める。

（改廃）

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ改廃することができない。

(附則)

第 8 条 この規程は、昭和 61 年 4 月 20 日より施行する。

第 9 条 この規程は、平成 18 年 8 月 2 日より改定する。

第 10 条 この規程は、一般社団法人移行により平成 25 年 4 月 1 日より改定する。

第 11 条 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日より改定する。